

2022年（令和4年）2月9日

保護者様

藤沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する対応の変更について

日頃から本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株への置き換わりにより感染が全国的に急拡大しており、本市においても同様の傾向が見られ、保健所の業務が逼迫しております。

こうした状況を鑑み、神奈川県からオミクロン株に係る対応を当面の間変更する旨、神奈川県から藤沢市保健所を通して、通知がありました。

このことに伴い、学校における取り扱いや児童生徒に陽性者が確認された際の対応を次のとおり変更いたしますが、引き続き保健所と連携し、学校での感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況によりこれらの対応を変更する際には、改めてお知らせいたします。

1. 自宅での健康観察や医療機関への受診について

- ・児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合は、登校せず、自宅で休養してください。必要に応じて医療機関を受診してください。
- ・自宅において検査キットでの検査をし、自主療養を選択した場合は、出席停止としますので、自主療養届出システムで神奈川県に報告した後、学校へ電話にて自宅療養期間などを報告してください。療養が終わり登校を始めるときに「自主療養届」を提出してください（別紙1参照）。

2. 出席停止に関する確認事項

- ・「出席停止」とは…感染症の拡大を防ぐためなど学校側から指示する措置で「欠席」にはなりません。
 - ・出席停止となる場合については、別添の「健康調査票説明書」（別紙2）をご確認ください。変更した部分は、色付き部分です。
- ※藤沢市立学校以外の保育園、幼稚園、高等学校等の取り扱いについては、保護者から各所属先に確認していただきますようお願いいたします。

3. 学校が感染者を把握した場合

- ・この度の変更により、学校が積極的疫学調査（濃厚接触者の特定等）の対象外となったため、1名の陽性者が確認されても、直ちに学校全体に行動制限をかけることはいたしません。神奈川県の積極的疫学調査については、裏面に神奈川県の資料を記載いたしましたので、ご参照ください。
- ・学級内に陽性者が3名程度確認され、健康調査票にある風邪の症状や発熱等で欠席している者を加えて学級の欠席者が2割程度となった場合、学校と学校医で相談のうえ、週休日を含め3～5日の学級閉鎖を検討します。
- ・学級閉鎖期間中に、学級内で新たな陽性者が確認された場合は、学級閉鎖期間を延長することがあります。

- ・学級以外に感染が拡大している可能性のある場合は、その状況に応じて学年閉鎖や学校全体を臨時休業とすることがあります。
- ・学級閉鎖等の学校運営に影響がある場合は、その対応について該当のご家庭に対し「すぐメール(連絡メール)」等でご連絡するとともに、あわせてその対応状況について当該校全体のご家庭にお知らせいたします。

4 添付書類

- ・新型コロナウイルス感染症「自主療養」開始のお知らせ (別紙1)
神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室
- ・健康調査票説明書 (2022年2月9日改訂版) (別紙2)

【神奈川県ホームページ】

ホーム > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 災害情報・危機管理 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する本部会議の資料等について

新型コロナウイルス感染症対策に関する本部会議の資料等について > 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の資料等 第51回

※神奈川県資料より抜粋				
オミクロン特性に基づいた効果的な公衆衛生活動への集約				
	発生届の処理 (ヒアリング)	積極的疫学調査	集中検査	安否確認
保健所業務	発生届の受理	積極的疫学調査	集中検査	安否確認
ステップ2	50歳以上/5歳以下 低SpO2/重症化リスク因子有 優先	・医療機関 ・高齢福祉施設 ・幼保 ・学校に限定	高齢福祉施設 > 保育園/幼稚園 > 学校 に限定	スコア3以上
ステップ3	50歳以上/5歳以下 低SpO2/重症化リスク因子有 上記以外は、セルフテスト・自主療養を選択可 (発生届なし)	高齢福祉施設 > 保育園	高齢福祉施設 > 保育園 > 学童保育 > 受験学年	スコア5以上

事務担当

学務保健課 学事保健担当 (保健)

電話 50-3558

教育指導課

電話 50-3559

令和4年1月27日

保護者の皆様

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室

新型コロナウイルス感染症「自主療養」開始のお知らせ

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。

そこで県では、重症化リスクの低い方で、抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診察を待たずに自ら療養を始められるよう、「自主療養」をお選びいただけることとし、「自主療養届出システム」の運用を1月28日（金）から開始することとしましたので、お知らせいたします。

1 「自主療養」について

(1) 「自主療養」の選択

6歳から49歳で、かつ、基礎疾患や肥満、妊娠（可能性を含む）等の重症化リスク因子がない方が、抗原検査キットによる本人のセルフテストや無料検査等で陽性が判明した場合には、これまでどおり医療機関を受診するか、あるいは、医療機関を受診せず即時にご自宅等で療養を開始し、ITによる健康観察サービス等※を受ける「自主療養」とするかを選択いただけます。

なお、「自主療養」中に、症状の悪化等健康上の不安がある場合などは、従来と同じ発熱等診療医療機関を受診したうえで、保健所の判断により、自宅療養又は宿泊療養施設での療養支援を受けることもできます。

※ ITによる健康観察サービス等とは、神奈川県療養サポート（LINE）又はAIコール（Aicall）により、健康観察を行うもので、「自主療養」開始後、健康観察を行っている中で、症状の悪化等により医療機関の受診等を希望するなど、症状に関する相談を行いたい場合には、療養者の健康悪化等の相談を受けるコールセンターである「コロナ119」に電話していただくことになります。

(2) 「自主療養」の登録手続き

お子様が「自主療養」することを選択された場合には、インターネットから、県が運営する「自主療養届出システム」のWEBフォームに必要事項を入力していただくようお願いします。これにより、「自主療養」の登録が行われ、ITによる健康観察サービス等を受けることができます。

【WEBフォーム入力項目】

- ・氏名、生年月日、住所、メールアドレス、身長・体重
- ・発症日
- ・基礎疾患の有無
- ・妊娠（可能性も含む）の有無
- ・抗原検査キット/無料検査の検査結果が分かる画像
- ・提出先の組織名称、所在地、連絡先

(3) 「自主療養届」の交付

「自主療養」を行う場合、従来の保健所からの連絡や、医療機関による診断書が得られないため、これに代わるものとして、県が療養開始を証明する「自主療養届」の交付を行うこととしました。

この「自主療養届」は、「自主療養」を登録された方に、「自主療養届出システム」からPDFファイルで発行されます。学校から提出の求めがあれば御活用ください。

【自主療養届の印字情報】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・メールアドレス
- ・発症日、療養終了予定日
- ・発行日

(4) 運用開始日

令和4年1月28日（金）

(5) F A Q

公開されている県ホームページをご覧ください。

神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html

2 神奈川県への問合せ

問合わせは、右の二次元コード（QRコード）からお願いいたします。



問合せ先
新型コロナウイルス
感染症専用ダイヤル
0570-056774

- 1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。
 2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

(1) 健康調査票の「風邪の症状※や発熱」（下の「発熱の基準」をご確認ください）がある場合
 （解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）

(2) 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合

(3) 濃厚接触者又は検査対象者等について

・児童生徒が濃厚接触者となった場合

・児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該同居家族に発熱や症状がある場合。

この場合、児童生徒の登校再開については、濃厚接触者の健康観察期間終了後、又は、当該濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症の検査（医療機関や自宅でのPCR検査、抗原検査）により陰性（－）となった場合、可能です。

また、当該同居家族に発熱や症状がない場合は登校可となりますが、児童生徒を欠席させる場合は出席停止扱いとしますので、学校へご連絡ください。

・保健所の指示により、児童生徒が接触者となった場合

・児童生徒の同居家族に発熱や症状があり、かつ、医師や保健所の指示で、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査）を受ける場合

<出席停止としない場合の事例>

・児童生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院するために検査を行う場合

・同居家族が医師や保健所の指示でなく、発熱や症状のない状態で自主的な検査を行っている場合

・同居家族の勤務先が医療機関である等の理由で検査を実施する場合

・同居家族が海外から帰国し空港での検査の結果は陰性であったため、自宅待機となっている場合

(4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合

(5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合

(6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合、又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合

(7) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性だった場合（PCR検査、抗原検査又は自主療養届出システムで陽性となった者をいう（医療機関が検査をせずに陽性と診断した「みなし陽性」を含む））。

(8) 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合

【学校への連絡事項】 ・症状が出始めた日 ・受診した医療機関名と受診日 ・医師や保健所の指示について

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状：咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）、のどの痛み等」が該当します。

※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

【発熱の基準】

① 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の場合、体調不良がなくても、出席停止とします。

感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が

37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるので、出席停止とします。

② 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

※「①」「②」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください。

- 3 健康観察のもとに風邪の症状がある場合は、インフルエンザの可能性もふまえ、12～48時間以内に
 かかりつけ医等に電話で受診等の時期について相談してください。

- 4 次のいずれかに当てはまる場合、**藤沢コロナ受診相談センター**にご相談ください。

・味覚・嗅覚障害、強いだるさなどがある・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者など
藤沢コロナ受診相談センター 50-8200（毎日 9:00～21:00）

- 5 (1) **医療機関を受診している場合は**、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。

(2) **医療機関を受診していない場合は**、症状がなくなった日から登校可としますので、学校にご連絡ください。

- 6 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。

- 7 お子様の様子で健康面以外にも気になることやご心配の点がございましたら、遠慮なく学校まで相談してください。

以上